

④<<観光>>国家戦略特区等提案検討要請回答

	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせてい る規制等の内容	規制等の 根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
1	・大阪府 ・大阪市 ・SBIホールディ ング株式会社	地域経済活性化 につながるインバ ウンド向けの「返 金可能なデジタル 前払式通貨」	インバウンドへの残高の払戻が可能 な返金可能なデジタル前払式通貨 の社会実装	・前払式支払手段(前払式通貨)の利用 者への払戻は原則禁止とされている。 ・払戻を認める例外規定があるが、短期 滞在型のインバウンドや長期滞在型のイン バウンドが国内を周遊する場合等の払 戻に係る明文の規定がない。 ・このため前払式支払手段(前払式通貨) に係る事業者による払戻が困難となり、 インバウンドの利便性を阻害し、前払式 支払手段(前払式通貨)のより一層の社 会実装の障壁となっている。	・資金決済に関する法律第20条第5項(平成 21年法律第59号)(保有者に対する前払式 支払手段の払戻し) ・前払式支払手段に関する内閣府令第42条 第1項 (平成22年内閣府令第3号)(払戻し が認められる場合)※ ※ただし、短期滞在型のインバウンドや長期 滞在型のインバウンドが国内を周遊する場 合等の払戻に係る明文の規定はない。	・前払式支払手段であって利用地域が限定されているも のについては、転居を伴う場合や非居住者 ^{注1} が出国 する場合に限らず、短期に当該利用地域に滞在する居 住者 ^{注2} が旅行等を終えて居住地に帰宅する場合や、 非居住者が当該利用地域の外に移動する場合にも、前 払府令第42条第1項第3号が規定する「保有者のやむを 得ない事情により当該前払式支払手段の利用が著しく 困難となった場合」に該当することの明確化を図る必要 がある。 ・具体的には、内閣府令への例示規定の追加や現在の 例示規定を拡張する形での改正などを提案する。 注1 非居住者…海外からの短期間の旅行者 注2 短期に当該利用地域に滞在する居住者…短期に大阪 市内に滞在する大阪市外居住者であって、海外から当 該大阪市の場所に住所又は居所(別荘などを想定)を 有し、当該住所又は居所を拠点等として、日本国内を周 遊等する者	金融庁	○前払式支払手段の払戻しについては、為替取引 規制の潜脱の防止や出資法上の預り金規制との関 係から限定的にしか認めておらず、例外的に払戻し を認める場合として、前払式支払手段に関する内閣 府令第42条第1項第3号において、以下のとおり規 定されております。 ・保有者が前払式支払手段を利用することが困難 な地域へ転居する場合 ・非居住者が日本から出国する場合 ・その他の保有者のやむを得ない事情により当該 前払式支払手段の利用が著しく困難になった場合 ○この点、ご提案の、インバウンド向けに「短期に当 該利用地域に滞在する居住者が旅行等を終えて居 住地に帰宅する場合」や「非居住者が当該利用地域 の外に移動する場合」が同号の「前払式支払手段の 利用が著しく困難となった場合」に該当するかどうか は、個別事案ごとに実態に即し適切に判断されるべ きところ、ご検討の事業の詳細とともに当庁に御相談 いただければと思います。